

(仮称) 宇都宮市工場立地法準則等条例骨子(案)について

1 条例制定の目的

この条例は、工場立地法の規定による工場敷地内の土地利用の制限を緩和することで、既存工場の増改築・新規立地の促進による、工場の市外転出の防止を図るとともに、新たな企業を市内に誘致することにより、本市産業の振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的とします。

2 工場立地法の概要

(1) 立法の目的

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の特定業種の工場が設置すべき緑地等について定めています。

(2) 規制の対象となる工場(特定工場)

対象業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱、太陽光を除く。)

対象規模：敷地面積9,000㎡以上又は工場の建築面積3,000㎡以上

(3) 主な規制内容

緑地面積率等は以下のとおり定められています。

	生産施設(建物)	緑地	環境施設(※2)
敷地面積に対する割合	65%以内(※1)	20%以上	25%以上

※1 他の法律などにより、この割合以下となる場合があります。

※2 環境施設とは、緑地と太陽光発電施設やグラウンド、体育館などを合わせた面積を示します。

3 条例制定の背景について

工場立地法では、敷地面積9,000㎡以上又は、建築面積3,000㎡以上の製造業等の工場又は事業場(以下「特定工場」という。)において、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合等(以下「法準則」という。)が規定されていますが、法準則に代えて、市が地域の実情に合わせてこの緑地面積や環境施設面積の割合等(以下「市準則」という)を条例で定めることができます。

特定工場では、敷地内において緑地面積を確保しつつ、老朽施設の建替えや増設を行うことが困難な状況にある工場もあることから、工場敷地の有効活用を可能にすることにより、既存工場の増改築及び新規立地を促進し、工場の市外転出を防止するため、工場立地法第4条の2第2項の規定により市準則条例を制定し、緑地面積率等を緩和するものです。

また、市の条例では工場周辺の環境に配慮するため、緑地面積率の緩和にあわせ、住宅地や商業地に面する敷地の内外周部に視覚的な緑量確保を事業者に求める規定を設けています。

4 条例による規制緩和等（案）の内容

(1) 面積制限の緩和

工場立地法の規定により義務付けられている特定工場の敷地内の緑地面積率、環境施設の面積率の緩和については、条例で変更できる下限基準値までの緩和となるよう下記のように設定します。

	改定後		←	改定前	
	緑地	環境施設		緑地	環境施設
工専・工業地域	5%以上	10%以上		20%以上	25%以上
準工業地域	10%以上	15%以上			
上記以外の地域	20%以上	25%以上			

(2) 他の施設と重複する場合の緑地面積の緩和

現行の国の基準では、工場立地法の規定により義務付けられている緑地面積率に達しない場合などにおいて、駐車場や太陽光発電設備など他の施設の用に供している緑地を、現に有している緑地面積の25%以内で緑地面積率に算入することができますが、市の条例におきましては、条例で変更できる上限基準値までの緩和となるよう、緑地面積の50%まで拡充いたします。

改定前：実際の緑地面積の25%まで算入可

《例：敷地 10,000 m²の工場》

緑地
1,600 m²

**400 m²以上の
芝生の上の
太陽光発電設備**

→ 実際の緑地（1,600 m²）の25%（400 m²）まで緑地とみなすことができ、敷地の20%（2,000 m²）の緑地を確保可能

改定後：実際の緑地面積の50%まで算入可

《例：敷地 10,000 m²（工業地域）の場合》

緑地
350 m²

**150 m²以上の
芝生の上の
太陽光発電設備**

→ 実際の緑地（350 m²）の50%（175 m²）まで緑地とみなすことができ、敷地の5%（500 m²）の緑地を確保可能

(3) アメニティ向上のため、視覚的な緑量確保を追加

条例制定後も事業者が遵守することとして、緑地率を20%未満とする場合、周辺環境との調和を図るため、住宅地や商業地に面した敷地内外周部に、立木等による視覚的な緑量確保を事業者を求める規定を設けます。

5 条例骨子（案）について

条例に盛り込む事項		内 容									
第1条	条例の趣旨	この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。									
第2条	区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合	<p>法第4条の2第2項に規定する区域並び当該区域における法第4条の1第1項に規定する緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）</th> <th>環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域</td> <td>100分の10以上</td> <td>100分の15以上</td> </tr> <tr> <td>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域</td> <td>100分の5以上</td> <td>100分の10以上</td> </tr> </tbody> </table>	区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域	100分の10以上	100分の15以上	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）									
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域	100分の10以上	100分の15以上									
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上									
第3条	他の施設と重複する緑地面積の算入	<p>次に掲げる施設の用に供する土地と緑地が重複する場合は、現に有する緑地面積の100分の50の割合まで乗じて得た面積を緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。</p> <p>(1) 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設(同条第1号トに規定する太陽光発電施設を除く。)以外の施設</p> <p>(2) 省令第4条第1号トに規定する太陽光発電施設</p> <p>(3) 省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設</p>									
第4条	敷地が2以上の区域にわたる場合の適用	特定工場の敷地が、緑地面積率及び環境施設面積率の基準が異なる区域にまたがる場合におけるこの条例の規定の運用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、当該敷地割合が最も高い区域の規定を当該敷地の全部に適用する。									

第5条	隣接地方公共団体の長との協議	市長は、特定工場等の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。
第6条	緑化の視覚的な確保	緑地面積率及び環境施設面積率を法準則で定める割合より低い割合で整備する者は、周辺の地域における生活環境を保持するため、視覚的な緑量の確保に努めなければならない。
第7条	既存工場等に係る面積の算定	<p>1 次項に掲げる場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている、又は設置のための工事が行われている法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が第2条に規定する区域内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第2条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、法準則(備考)第1項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、法準則(備考)第1項第2号中「0.2」とあるのは既存工場等が第1種地域に存する場合にあっては「0.1」と、第2種地域に存する場合にあっては「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは既存工場等が第1種地域に存する場合にあっては「0.15」と、第2種地域に存する場合にあっては「0.1」と読み替えるものとする。</p> <p>2 法準則別表第一の業種の区分欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が第2条に規定する区域内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、第2条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、法準則(備考)第3項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、法準則(備考)第3項第1号中「0.2」とあるのは既存工場等が第1種地域に存する場合にあっては「0.1」と、第2種地域に存する場合にあっては「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは既存工場等が第1種地域に存する場合にあっては「0.15」と、第2種地域に存する場合にあっては「0.1」と読み替えるものとする。</p>